



愛媛県報

発行 愛媛県

平成24年8月3日金曜日 第2391号

◇ 目 次 ◇ 告 示

愛媛県物産観光センターの指定管理者の指定の取消し.....	686
大規模小売店舗の変更の届出の概要等（2件）.....	686
基本測量の実施の通知.....	687
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧.....	687
道路の供用開始（県道松山伊予線）.....	687
開発行為に関する工事の完了（2件）.....	687
土地改良区役員の就退任の届出.....	688
土地改良区の定款変更の認可.....	688
道路の供用開始（県道内子河辺野村線）.....	688
落札者等の告示.....	689

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	689
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告（2件）.....	689
採石業務管理者試験の実施.....	689

公営企業公告

重油の購入.....	690
------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第999号

愛媛県物産観光センターの指定管理者との協議により、公の施設の指定管理者の指定を次のとおり取り消した。

平成24年8月3日

愛媛県知事 中村時広

- 公の施設の名称
愛媛県物産観光センター
- 指定管理者の住所及び名称
松山市大可賀二丁目1番28号
社団法人愛媛県観光物産協会
- 取り消した年月日
平成24年7月31日

○愛媛県告示第1000号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成24年8月3日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の年月日	届出の年月日
フジ西条玉津店	西条市玉津564番1	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジほか4者	株式会社フジほか4者	平成23年2月4日外	平成24年7月25日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1001号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成24年 8 月 3 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日
フジ西条玉津店	西条市玉津564番 1	駐車場の位置及び収容台数	593台	257台	平成25年 3月26日	平成24年 7月25日
		駐車場の自動車の出入口の数及び位置	3箇所	2箇所		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1002号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成24年 8 月 3 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 基本測量（電子基準点現地調査）

2 作業期間 平成24年 9 月20日から

平成24年12月28日まで

3 作業地域 今治市、新居浜市、西条市、四国中央市、上島町

○愛媛県告示第1003号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、松山広域都市計画用途地域の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成24年 8 月 3 日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第1004号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 8 月 3 日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山伊予線	松山市古川南一丁目620番 1 地先から 同市古川南二丁目1111番 8 地先まで	平成24年 8 月 3 日

○愛媛県告示第1005号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成24年 8 月 3 日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
24中局建(開)第15号 平成24年 7 月25日	東温市北野田字天神646番 1	松山市北土居四丁目28番48号 リビングタウン北土居H102号 宮 本 賢 治

○愛媛県告示第1006号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成24年 8 月 3 日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
24中局建(開)第16号 平成24年 7 月26日	東温市牛渕字牛頭守590番 2	東温市田窪3015番地16 ソレアド水木201号 野 本 弥 生

○愛媛県告示第1007号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、八幡浜市真穴土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成24年 8 月 3 日

愛媛県南予地方局長 山 本 龍 典

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	田 中 清 典	八幡浜市真網代乙184番地 6
"	宇都宮 輝 俊	八幡浜市穴井 3 番耕地543番地
"	小笠原 保	八幡浜市真網代丙430番地 1
"	山 田 善 正	八幡浜市真網代丙686番地
"	矢 野 哲	八幡浜市真網代丙247番地 7
"	楠 本 金 蔵	八幡浜市真網代乙 2 番地 1
"	井 上 光 義	八幡浜市穴井 3 番耕地571番地
"	佐々木 茂	八幡浜市穴井 3 番耕地712番地
"	阿 部 稔	八幡浜市真網代丙777番地
"	藤 原 福 久	八幡浜市真網代丙684番地
"	井 上 金 市	八幡浜市穴井 3 番耕地602番地
"	大 本 定 一	八幡浜市穴井 3 番耕地603番地
監 事	富 永 鶴 光	八幡浜市穴井 3 番耕地705番地
"	阿 部 柳 次	八幡浜市真網代丙 1 番地
"	城 戸 義 正	八幡浜市真網代丙414番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	門 石 長次郎	八幡浜市穴井 3 番耕地649番地
"	門 石 要太郎	八幡浜市穴井 1 番耕地 4 番地
"	田 中 清 典	八幡浜市真網代乙184番地 6
"	宇都宮 輝 俊	八幡浜市穴井 3 番耕地543番地
"	小笠原 保	八幡浜市真網代丙430番地 1
"	山 田 善 正	八幡浜市真網代丙686番地
"	矢 野 哲	八幡浜市真網代丙247番地 7
"	楠 本 金 蔵	八幡浜市真網代乙 2 番地 1
"	上 杉 洋 治	八幡浜市真網代丙436番地
"	井 上 光 義	八幡浜市穴井 3 番耕地571番地
"	山 内 宗 二	八幡浜市真網代丙639番地
"	佐々木 茂	八幡浜市穴井 3 番耕地712番地
監 事	富 永 鶴 光	八幡浜市穴井 3 番耕地705番地
"	矢 野 源一郎	八幡浜市真網代丙587番地 2
"	二 宮 直 之	八幡浜市真網代乙354番地

○愛媛県告示第1008号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、八幡浜市真穴土地改良区の定款の変更を認可した。

平成24年 8 月 3 日

愛媛県南予地方局長 山 本 龍 典

○愛媛県告示第1009号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成24年 8 月 3 日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	内子河辺野村線	喜多郡内子町重松甲1575番 4 から 同町重松甲1733番 1 まで	平成24年 8 月 3 日

○愛媛県告示第1010号

次のとおり落札者を決定した。

平成24年 8 月 3 日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
教育情報通信ネットワークシステム運用管理業務一式	愛媛県教育委員会事務局管理部教育総務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成24年6月20日	富士通株式会社松山支店 松山市永代町13番地	3,696,000円	一般競争入札	平成24年5月11日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年 8 月 3 日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年7月10日	特定非営利活動法人クローバー	武田美保	松山市富久町316番地	この法人は、障害児者及びその家族に対して、地域生活支援や余暇活動、社会体験の場を提供し、児童及び若者、その家族に対して、子どもの健全育成と子育てに関する支援を行い、地域の社会福祉に寄与する事を目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年 8 月 3 日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年7月19日	特定非営利活動法人愛媛県環境保全協会	石丸賢治	松山市花園町4-6アプトン・パーク21 302号	この法人は、産業型公害をはじめ地球温暖化などの環境問題について、環境保全技術の向上、調査・研究、情報提供に取り組むとともに、県民や事業者等に対する普及啓発、相談・助言、様々な活動主体や地域が行う環境問題に対する活動の支援を行うことにより、環境保全に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年 8 月 3 日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年7月19日	特定非営利活動法人えひめ障害者ヘルパーセンター	金村厚司	松山市紅葉町3番45号	障害者自立支援法に基づき、利用者とサービス提供者とが対等な関係で過不足ないサービスが提供され、サービスに直接携わる福祉従事者の地位と資質が向上するよう、福祉社会の実現に寄与することを目的とする。

○公 告

採石業務管理者試験の実施について

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定に基づき、採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成24年 8 月 3 日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 試験の場所
松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県庁会議室（第一別館11階会議室）

2 試験の日時

平成24年10月12日（金）10時

3 受験願書の提出期間

平成24年 9 月 5 日（水）から同月14日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 受験願書の請求先及び提出先

県庁土木部管理局土木管理課又は住所地を管轄する地方局建設部若しくは土木事務所

公営企業公告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成24年 8 月 3 日

愛媛県立中央病院長

西 村 誠 明

1 入札に付する事項

(1) 件名

重油の購入

(2) 購入物品名及び予定数量

重油（J I S K 2205 1種2号）約800,000リットル

(3) 購入物品の内容等

入札説明書による。

(4) 納入期間

平成24年10月1日から平成25年3月31日まで

(5) 納入場所

愛媛県立中央病院

(6) 入札方法

入札金額は、1リットル当たりの単価を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「石油燃料類」について、平成23・24・25年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当する者。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 納入期間中に確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県立中央病院事務局総務課会計係

〒790 0024

愛媛県松山市春日町83番地

電話（089）947 1111 内線 2228

(2) 入札書の受領期限

平成24年 9 月 27 日（木）午後 1 時 30 分

(3) 入札説明書の交付等

ア 交付期間

平成24年 8 月 3 日（金）から 9 月 11 日（火）までの執務時間中（月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までをいう。以下同じ。）

イ 交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成24年 9 月 27 日（木）午後 1 時 30 分

愛媛県立中央病院 東洋医学研究所 1階 会議室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を平成24年 9 月 11 日（火）までの執務時間中に 3⁽¹⁾に掲げる場所に提出しなければならない。

なお、愛媛県立中央病院長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

イ 入札書は、封入して、受領期限までに提出しなければならない。

(4) 入札の無効

2 に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県立中央病院長が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased: Heavy

Oil (JIS K2205 class 1 No 2) approximately 800,000 liters

(2) Time limit of tender: 1:30 p.m., 27 September 2012

(3) For further information, please contact: Accounting Section, General Affairs Division, Secretariat, Ehime Prefectural Central Hospital, 83 Kasugamachi, Matsuyama, Ehime 790 0024 Japan

TEL 089 947 1111 Ext 2228